

家内労働者
委託者の皆さん!

秋田県男子服・婦人服・子供服製造業 最低工賃額が改正されました

令和6年4月24日発効

1 適用する 家内労働者

秋田県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまための業務、婦人服製造業に係るワンピース、上衣、スカート、ズボン若しくはブラウスのまための業務又は子供服製造業に係るワンピース、上衣、スカート若しくはズボンのまための業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表に掲げる品目、
工程及び規格の区分
に応じ、金額欄に掲げ
る金額



品目	工程	規格	金額	
男子服 背広上衣 ズボン	奥まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 18円	
	逆まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚12cmにつき 18円	
	端まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 18円	
	千鳥まつり	針目が4cm間隔に5針以上	1枚4cmにつき 12円	
	星入れ	針目が7cm間隔に10針以上	1枚12cmにつき 18円	
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	1個につき	20円
		根巻き付き	1個につき	15円
		根巻き無し	1個につき	15円
	ループ止め	2cm以上4cm以下	1か所につき	12円
	×印しつけ	3cm以上4cm以下	1か所につき	9円
	糸くず取り	上衣	1枚につき	36円
		ズボン	1本につき	16円
	かんぬき止め	ズボン8か所	1本につき	36円
婦人服 ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 18円	
	千鳥まつり	針目が4cm間隔に5針以上	1枚4cmにつき 12円	
	星入れ	針目が7cm間隔に10針以上	1枚12cmにつき 18円	
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	1個につき	20円
		根巻き付き	1個につき	15円
		根巻き無し	1個につき	15円
	かぎホック付け	花芯	1組につき	26円
	スナップ付け	花芯	1組につき	30円
	糸ループ付け	3cm以上4cm以下	1か所につき	12円
	×印しつけ	3cm以上4cm以下	1か所につき	9円
	糸くず取り	上衣	1枚につき	32円
		スカート	1枚につき	22円
	肩パット付け		1組につき	31円
子供服 ワンピース 上衣 スカート ズボン	ボタン付け		1個につき 9円	
	かぎホック付け	花芯	1組につき 26円	
	スナップ付け	花芯	1組につき 31円	
	糸ループ付け	2cm以上3cm以下	1か所につき 9円	
	糸くず取り		1枚につき 24円	

※金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1cm単位で換算した金額とし、1cm未満の長さは切り上げるものとする。

最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

1. 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
2. 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などそのつど記入しなければなりません。

※ 危害防止のため、委託者は「作業心得」などの書面を交付し、家内労働者は交付された書面を見やすい場所へ掲示するなどの措置を講じなければなりません。

詳しくは、秋田労働局賃金室 (TEL018-883-4266) 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

- 秋田労働基準監督署 TEL018-865-3671
- 能代労働基準監督署 TEL0185-52-6151
- 大館労働基準監督署 TEL0186-42-4033
- 横手労働基準監督署 TEL0182-32-3111
- 大曲労働基準監督署 TEL0187-63-5151
- 本荘労働基準監督署 TEL0184-22-4124

